

福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 衛藤 博昭

1 日 時

平成30年4月24日（火） 午後 1時00分から
午後 4時03分まで

2 場 所

第5委員会室

3 出席した委員の氏名

衛藤博昭、嶋幸一、志村学、木田昇、二ノ宮健治、玉田輝義、戸高賢史

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

なし

6 出席した執行部関係者の職・氏名

福祉保健部長 長谷尾雅通、生活環境部長 山本章子、病院局長 田代英哉
ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 中津市耶馬溪町斜面崩壊に関する災害について、執行部から説明を受けた。
- (2) 平成30年度行政組織及び重点事業等について、執行部から説明を受けた。
- (3) 大分県障がい者基本計画（第5期）について、大分県犯罪被害者等支援推進指針の改訂について、第13回食育推進全国大会について及び県立病院精神医療センター（仮称）の整備についてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 県内所管事務調査を5月7日、17日、18日、21日、22日、29日及び30日に実施することを決定した。
- (5) 県外所管事務調査を8月20日から22日に実施することを決定した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課議事調整班 副主幹 長尾真也
政策調査課調査広報班 主事 佐藤和哉

福祉保健生活環境委員会次第

日時：平成30年4月24日（火）13：00～

場所：第5委員会室

1 開 会

2 福祉保健部関係

13：00～14：15

- (1) 平成30年度行政組織及び重点事業等について
- (2) 諸般の報告
 - ①大分県障がい者基本計画（第5期）について
- (3) その他

3 生活環境部関係

14：15～15：40

- (1) 中津市耶馬溪町斜面崩壊に関する災害について
- (2) 平成30年度行政組織及び重点事業等について
- (3) 諸般の報告
 - ①県計画等の策定・変更スケジュールについて
 - ②大分県犯罪被害者等支援推進指針の改訂について
 - ③第13回食育推進全国大会について
 - ④ひきこもり等に関する調査及び青少年のネット利用実態調査の結果について
 - ⑤大分県有識者会議について
- (4) その他

4 病院局関係

15：40～16：20

- (1) 平成30年度行政組織及び重点事業等について
- (2) 諸般の報告
 - ①県立病院精神医療センター（仮称）の整備について
 - ②大規模改修工事の進捗状況等について
- (3) その他

5 協議事項

16：20～16：30

- (1) 県内所管事務調査について
- (2) 県外所管事務調査について
- (3) その他

6 閉 会

会議の概要及び結果

衛藤委員長 ただいまから、委員会を開きます。

日程に入るに先立ち、4月11日の中津市耶馬溪町における斜面崩壊に関する災害の発生により、犠牲となられました6名の方々に対し、深く哀悼の意を表するため、黙祷をささげたいと思います。

全員御起立を願います。黙祷。

〔黙祷〕

衛藤委員長 黙祷を終わります。

御着席願います。

これより、福祉保健部関係の説明に入ります。

説明に入る前に、本日は初めての委員会でもありますので、まず、私から、御挨拶を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

衛藤委員長 では、委員の皆さんの自己紹介をお願いします。

〔委員自己紹介〕

衛藤委員長 ここで、委員外議員の発言について、委員の皆さんにお諮りします。

委員外議員からの発言の申出については、会議規則により、委員会がそれを許すか否かを決めると定められておりますが、委員から個別に御異議が出た場合を除き、発言の許可については、今後、委員長に御一任いただきと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、委員外議員の発言の許可については、私に御一任いただきます。

次に、事務局職員を紹介します。

議事課の長尾君です。（起立挨拶）

政策調査課の佐藤君です。（起立挨拶）

衛藤委員長 続きまして、執行部の自己紹介をお願いします。

〔長谷尾福祉保健部長挨拶〕

〔幹部職員自己紹介〕

衛藤委員長 それでは、福祉保健部関係の平成30年度の行政組織及び重点事業等について、

執行部の説明を求めます。

長谷尾福祉保健部長 それでは、お手元の資料の1ページをお開きください。

まず、福祉保健部に係る組織及び予算の総括的事項について、私から御説明申し上げます。

初めに、組織についてです。

まず、本庁についてですが、一番上の福祉保健企画課から、2ページの障害者社会参加推進室まで8課3室となっております。

なお、平成30年4月からの組織改正として、災害時の調整機能を強化するため、災害救助業務や要支援者の広域避難等を所掌する地域福祉推進室・地域福祉班を、被災者支援を全体調整する福祉保健企画課に移管し、あわせて、社会福祉法人等への指導・監査業務を一元的に実施するため、地域福祉推進室・保護班を監査指導室に移管し、保護・監査指導室に改組しました。

また、障がい者雇用率日本一の実現を目指すとともに、全国障害者芸術・文化祭の開催を契機として、障がい者の芸術文化活動への参加を促進するため、障害福祉課を分割・再編し、障害者社会参加推進室を新設したところです。

次に地方機関についてですが、1ページに戻っていただきまして、上の方ですが、福祉保健企画課において、保健所6か所、保健部3か所を所管しております。

こども・家庭支援課では、二豊学園、こども・女性相談支援センター、中津児童相談所を所管しております。

また、2ページの一番上、障害福祉課では、こころとからだの相談支援センターを所管しております。

次に職員数についてですが、本庁が222名、地方機関が367名、総数で589名となっております。

その下の(2)県立施設についてですが、大分県社会福祉介護研修センターから聴覚障害者センターまでの4施設について、指定管理者制度により、県社会福祉協議会などに運営を委託

しております。

続いて3ページをお開きください。

本年度の福祉保健部の予算について、御説明いたします。

まず、(1)一般会計ですが、福祉保健部①の計欄で、総額961億1,676万5千円でございます。

これを右から3列目の29年度当初予算額(B)と比較しますと、その右にありますように、21億8,364万2千円、率にして2.2%の減となっております。

減額となった主な理由としましては、一つは、国民健康保険制度改革に向けた財政安定化のため、平成27年度から今年度にかけて造成してきました大分県国民健康保険財政安定化基金の積立金が大幅な減となったこと、二つは、国民健康保険基盤安定化事業について、人口の自然減に加え、雇用改善等に伴う健康保険への転出で国民健康保険の被保険者数が減少したことにより、医療給付費に応じて県が支出する法定負担金が減額となることなどによるものです。

次に、4ページの(2)特別会計ですが、平成30年度から、市町村とともに県が国民健康保険の安定的な財政運営や効率的な事業の実施などについて中心的な役割を果たすこととなったことから、今回、新たに設置しました国民健康保険事業特別会計において、1,216億9,238万3千円を計上しています。

その下、母子父子寡婦福祉資金特別会計については1億7,881万4千円を、大分県公債管理特別会計については、災害援護資金貸付金を国に償還するため、203万2千円の予算を計上しています。

続いて5ページをお開きください。

当部の平成30年度当初予算のポイントについて御説明します。

一つ目は子育て満足度日本一の実現です。

多様なニーズに対応した子育て環境の整備充実とともに、子どもの貧困対策の推進や児童虐待防止の強化、若者の結婚・出産等の希望の実現を通じ、子育て満足度日本一を目指します。

二つ目の健康寿命日本一の実現では、県民参

加型の健康づくり運動の推進、誰もがいつでも、どこに住んでいても適切なサービスを受けられる医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築を図り、健康寿命日本一を目指します。

6ページを御覧ください。

三つ目の障がい者が地域で暮らし働ける社会づくりの推進では、障がい者が地域で安心して自立した生活を送れるよう、障がい者に対する理解の促進をはじめ、サービス提供体制の充実、芸術・文化活動やスポーツ等を通じた社会参加の推進を図るとともに、障がい者雇用率日本一への早期復帰とさらなる工賃向上を目指します。

四つ目の地域社会の再構築では、少子高齢化の進展に伴い、コミュニティ機能が低下する中、地域力を結集し、人と人のつながりの再構築を推進します。

五つ目の災害に強い社会づくりと県土の強靱化による防災力の強化では、九州北部豪雨や台風第18号による被災を踏まえ、災害対応に精通した福祉人材の育成に取り組むほか、南海トラフ地震の発生に備え、要配慮者が安全に避難できる体制づくりを推進します。

以上、五つの柱に沿って各施策を組み立てております。

具体的な事業の内容等につきましては、それぞれの担当課・室長から御説明申し上げます。
幸福祉保健企画課長 7ページをお開きください。

福祉保健企画課関係について、御説明申し上げます。

まずはじめに1の組織、事務分掌の組織についてですが、表の左側にありますように、当課は総務班以下四つの班で構成されており、本庁の職員数は、部長、審議監を含め、計28名となっております。

また、当課が所管する地方機関は、東部保健所など6保健所、3保健部であり、職員数は235名となっております。

次に事務分掌についてですが、表の右側にありますように、23項目あり、主なものは、(4)及び(5)の部全体に係る組織・人事・予算に関すること、(10)の地域保健法の施

行に関する事、(20)の災害救助法に関する事、(22)の地域福祉計画に関する事などでございます。

次に8ページを御覧ください。

2の課・室の予算についてです。

当課の平成30年度当初予算額は、保護・監査指導室分を含め、左から2列目の(A)欄にありますように、51億2,689万6千円となっています。これを前年度と比較しますと、一番右端の前年度対比(A)-(B)欄にありますとおり、9,549万6千円、率にして1.8%の減となっています。

これは主に、平成25年度から5か年計画で進めてきました災害備蓄物資拡充事業が、29年度をもって終了したことなどによるものです。

続いて3の重点事業について、まず、福祉避難所体制強化事業費4,989万3千円です。

この事業は、災害発生時に高齢者や障がい者など避難行動に配慮を要する方(要配慮者)を支援する体制を強化するものです。

具体的には、上から二つ目の二重マルにありますように、福祉避難所等でサポーターとして活動する介護専門人材の登録・養成を図るとともに、一番下の二重マルにありますように、避難所等に避難してきた要配慮者の状況を的確にトリアージし、適切な避難先を決定する災害派遣福祉チーム(DCAT)の発足に向けた人材を育成します。

9ページをお開きください。

地域のつながり応援事業費1,647万2千円です。

この事業は、孤立ゼロ社会の実現に向けて、市町村や県・市町村社会福祉協議会等と協働し、地域のつながりの再構築を図るものです。

具体的には、一つ目の二重マルにありますように、地域共生社会の実現に資する人材の育成や地域共生社会の構築に向けたモデル的取組を行う市町村に対し助成するとともに、二つ目の二重マルにありますように、複数の市町村域をカバーする権利擁護センターモデルの立ち上げ支援等を通じ、成年後見制度の推進を図ります。

笹原保護・監査指導室長 10ページを御覧ください。

ください。

保護・監査指導室関係について、説明申し上げます。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当室は保護班以下四つの班で構成され、職員数は15名となっております。

次に事務分掌ですが、8項目あり、主なものは、(1)の生活保護法の施行に関する事、(2)の社会福祉法に基づく社会福祉法人や施設等の指導監査に関する事などでございます。

次に11ページをお開きください。

2の重点事業について、説明申し上げます。

社会福祉法人指導監督事業費182万5千円でございます。

この事業は、社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査を実施し、適正な運営の確保を図るとともに、地域協議会を通じた地域公益活動における課題の把握等を行い、サービスの質の確保、給付の適正化を図るものでございます。

西永医療政策課長 医療政策課関係について、説明申し上げます。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当課は医務班以下五つの班で構成され、職員数は、看護科学大学への業務援助職員、県立病院に研修医として勤務する自治医科大学卒業医師及び地域医療確保のため市町村に派遣している医師を合わせ、50名となっております。

次に事務分掌ですが、27項目あり、主なものは、(2)の医療法の施行に関する事、(8)の保健師助産師看護師法の施行に関する事、(19)から(21)までの救急医療に関する事、(23)の地域医療の確保に関する事などでございます。

続いて13ページをお開きください。

2の課・室の予算について、説明申し上げます。

当課の平成30年度の当初予算は、薬務室分を含め、57億9,384万5千円となっております。これを(B)欄と比較いたしますと、前年度対比で7億2,233万6千円、11.1%の減となっております。これは、主に地域医療介護総合確保推進事業や、災害拠点病院等

耐震化緊急整備事業の減額によるものなどです。

次に3の重点事業について、御説明申し上げます。

まず、災害医療体制整備推進事業費2,856万円でございます。

この事業は、災害派遣医療チーム（DMAT）の隊員や災害医療コーディネーターの人材育成等を通じて、災害時医療体制の充実を図るものです。

具体的には、三つ目の二重マルにありますように、南海トラフ地震を想定した政府主催の総合防災訓練にあわせ、医療活動訓練を実施します。

また、その次の二重マル、DMAT等設備整備費補助では、災害時の医療活動を充実させるため、資機材等の設備整備を行います。

次に14ページを御覧ください。

在宅医療提供体制整備事業費1,444万8千円です。

この事業は、医療・介護を切れ目なく提供し、地域包括ケアシステムを推進するため、多職種協働により一貫した在宅医療提供体制の整備を進めるものです。

一つ目の二重マル、在宅医療を担う人材の育成では、入院患者が退院後、円滑に在宅療養生活を送ることができるよう、看護師や医療ソーシャルワーカーなど医療機関の退院調整担当者に対して研修を行い、入院早期から退院後を見据えた退院支援体制を強化します。

また、二つ目の二重マルでは、訪問診療に必要とされるものの、高額であるため単独の医療機関での整備が困難なポータブルX線撮影装置などの医療機器を整備する郡市医師会に対して助成します。

北村薬務室長 15ページをお開きください。

薬務室関係について、説明申し上げます。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当室の職員数は、7名となっております。

次に事務分掌ですが、13項目あり、主なものは、（1）の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関すること、（9）の安全な血液製剤の安定供

給の確保等に関する法律の施行に関することなどでございます。

次に16ページを御覧ください。

2の重点事業について、説明申し上げます。

地域服薬健康相談事業費168万6千円でございます。

この事業は、在宅療養中の患者や服薬中の高齢者に対して、正しい薬の服薬と管理ができるよう、地域の薬剤師会と連携してお薬健康相談事業を行うとともに、相談事業を行う薬剤師に対して在宅医療に必要な技術や知識に関する資質向上研修を行うことにより、地域包括ケアシステムの構築に寄与するものです。

一つ目の二重マルお薬健康相談事業では、無薬局地域を中心に高齢者サロンなどに地域の薬剤師が出向いて薬の服薬方法の指導や健康相談を行います。

藤内健康づくり支援課長 17ページをお開きください。

健康づくり支援課関係について、説明申し上げます。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当課は管理・疾病対策班以下五つの班で構成され、職員数は、24名となっております。

次に事務分掌ですが、25項目あり、主なものは（4）の健康増進法の施行に関すること、（9）の母子保健法の施行に関すること、（15）の感染症法の施行に関すること、（20）の難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に関すること、（22）肝炎対策基本法の施行に関することなどでございます。

次に18ページを御覧ください。

2の課・室の予算について、説明申し上げます。

当課の平成30年度当初予算は、37億5,031万4千円となっております。これを平成29年度当初予算額と比較しますと、1億8,511万円、率にして4.7%の減となっております。これは、主に抗インフルエンザ薬確保事業などの減によるものです。

次に3の重点事業について、説明申し上げます。

聴覚障がい児療育体制強化事業費664万8千円でございます。

この事業は、聴覚障がい児を新生児期に発見し、乳幼児期から十分な療育が受けられる体制を構築するため、精密検査が可能な機器を整備するとともに、医師や言語聴覚士の研修を実施するものです。

次に、みんなで進める健康づくり事業費2,315万9千円でございます。

この事業は、県民の健康寿命を延伸させるため、主体的に健康づくりに取り組む機運を醸成するとともに、健康的な生活習慣を実践できる社会環境を整備します。

主なものとしまして、上から四つ目の二重マルでは、働き盛りの健康無関心層に対して、健康アプリ「おおいた歩得（あるとつく）」を活用し、楽しみながら健康づくりに取り組めるよう普及促進します。

藤丸国保医療課長 19ページをお開きください。

国保医療課関係について、説明申し上げます。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当課は、平成30年度の組織改正に伴い、国保運営指導班と保険医療指導班の2班の構成となり、職員数は、10名となっております。

国保運営指導班は、県職員6名に加え、中津市からの派遣職員が1名おり、計7名体制となっております。保険医療指導班には、県職員3名のほか、日田市及び大分県国民健康保険団体連合会からの派遣職員が2名おり、計5名体制となっております。

次に事務分掌ですが、6項目あり、主なものは、(1)の国民健康保険事業の運営に関する事、(5)の高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関する事などです。

次に20ページを御覧ください。

2の課・室の予算について、説明申し上げます。

当課の30年度当初予算は、311億2,577万6千円となっております。これを昨年度予算額(B)欄と比較しますと、前年度対比で18億3,027万3千円、5.6%の減とな

っております。これは、主に大分県国民健康保険財政安定化基金積立金の減及び医療給付費に依りて県が支出する法定負担金の減などによるものです。

次に3の重点事業について、説明申し上げます。

国民健康保険基盤安定化事業費117億8,355万1千円でございます。

この事業は、市町村国保財政の運営の安定化を図るため、国民健康保険法の規定に基づき、国民健康保険税の軽減分に対する定率負担等を行うとともに、市町村財政の調整等のため、国民健康保険事業特別会計へ繰り出すものです。

また、さきほど部長が説明いたしましたように、国民健康保険事業特別会計を新たに設置したところでございます。

伊東高齢者福祉課長 22ページを御覧ください。

高齢者福祉課関係について、説明申し上げます。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当課は長寿・援護班以下四つの班で構成され、職員数は、25名となっております。

次に事務分掌ですが、17項目あり、主なものは、(1)の老人福祉法をはじめ、(3)の高齢者虐待防止法、(5)の介護保険法の施行に関する事、及び(9)の戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関する事などです。

次に23ページをお開きください。

2の課・室の予算について、説明申し上げます。

当課の30年度当初予算額は、172億8,738万5千円となっております。これを(B)欄と比較いたしますと、前年度対比で5億7,446万9千円、3.2%の減となっております。

これは、介護サービス基盤整備事業の減額によるものなどです。

次に3の重点事業について、説明申し上げます。

地域包括ケアシステム構築推進事業費1,663万8千円では、新たな取組として一つの

二重マル、重度化防止に向けた地域ケア体制の整備にありますように、介護度の高い高齢者の重度化防止に向けて、医療・介護関係者の相互理解を促すとともに、ケアプラン作成時にかかりつけ医等との連携を促進することで、退院時から在宅療養まで切れ目のない情報共有体制を整備します。

いきいき高齢者地域活動推進事業費1,163万6千円では、一つ目の二重マルにありますように、元気な高齢者による生活支援サービスや子育て支援など新規事業の立ち上げを支援します。

また、二つ目の二重マルでは、元気な高齢者が地域活動の担い手となるために、必要な知識や技術を学び、活動に結びつけるおおいたアクティブ養成講座を開催します。

次に認知症にやさしい地域創出事業費361万7千円では、一つ目の二重マル早期診断・早期対応力の強化にありますように、認知症地域支援推進員等を対象とした研修を実施するとともに、市町村を越えた広域の徘徊見守り・SOS体制を整備します。

また、二つ目の二重マルでは、若年層の家族介護者や介護従事者が気軽に相談し、情報共有できる場づくりを推進するため、認知症カフェに対してアドバイザーの派遣等を行います。

御手洗こども未来課長 25ページをお開きください。

こども未来課関係について、説明申し上げます。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当課はこども企画班以下三つの班で構成され、職員数は16名となっております。

次に事務分掌ですが、11項目あり、主なものは、(1)の児童福祉法の施行に関する事、(7)の次世代育成支援施策の推進に係る企画調整に関する事、(8)の不妊治療費助成事業等に関する事、(10)の子ども・子育て支援法の施行に関する事などがございます。

次に、26ページを御覧ください。

2の課・室の予算について、説明申し上げます。

当課の30年度当初予算は、138億579万7千円となっております。これを(B)欄と比較しますと、3億1,876万3千円、2.4%の増となっております。これは、主に認定こども園運営費の増などによるものです。

3の重点事業について、説明申し上げます。

おおいた出会い応援事業費2,861万5千円ですが、この事業では、若者の結婚の希望を実現するため、独身男女の出会いの場を創出します。

一番上の二重マル、出会いサポートセンターの設置、運営では、婚活イベントの実施に加え、結婚を希望する独身者を対象に会員を募集し、個別にお引き合わせするなど、多様な出会いの場を提供します。また、二つ目の二重マル結婚・子育てポジティブキャンペーンでは、インターネットやテレビCMを活用して結婚や子育てにプラスイメージを広めるキャンペーンを引き続き実施し、社会全体で結婚を応援する機運の醸成を図ります。

27ページをお開きください。

おおいた子育てほっとクーポン利用促進事業費8,394万8千円です。子育て支援サービスの利用促進を図り、子育て世帯の負担を軽減するため、出生時に配布している「おおいた子育てほっとクーポン」について、3歳以上の兄・姉にも使えるようにするとともに、放課後児童クラブなどメニューを拡充した上で、第1子1万円、第2子2万円、第3子以降3万円と配布額を増額して実施するものでございます。

保育環境向上支援事業費2,831万9千円です。この事業は、保育所や認定こども園の新設等により、保育の受け皿が拡大することに伴い必要となる人材を確保するため、新卒就職者の確保や潜在保育士の再就職支援、保育現場の働き方改革に取り組むものです。

一番上の二重マル資格取得と県内就職支援では、保育のしごと就職フェアを新たに福岡で開催します。二つ目の二重マル就業継続支援としては、保育現場の働き方改革研究会を開催し、保育業界における働き方改革に対する機運の醸成や職場環境改善を図ることとしています。ま

た、三つ目の二重マル、潜在保育士の再就職支援では、資格を持っていながら保育士として働いていない潜在保育士にDMを送り、情報提供や意向調査を行うことなどにより、再就職につなげます。

28ページを御覧ください。

放課後児童対策充実事業費6億9,856万円では、一つ目の二重マルにありますように、基本のクラブの運営費補助に加えて、長期休暇中の定員拡大を行うクラブへの補助や、空きビル等を活用してクラブを実施する場合の賃借料の補助を新たに行います。

一番下の二重マルでは、先進的な運営を行うクラブの紹介や新たな運営主体の参入を促す取組により、クラブ運営の体制強化を図ります。

放課後児童クラブ施設整備事業費3,681万7千円ですが、待機児童が発生している地域を中心に5市町19クラブの施設整備に要する経費を助成します。

大戸こども・家庭支援課長 29ページをお開きください。

こども・家庭支援課関係について、説明申し上げます。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当課は家庭支援班以下二つの班で構成され、本庁の職員は、11名となっております。

また、当課が所管する地方機関は、二豊学園以下6機関あり、その職員数は107名となっております。なお、中央児童相談所、婦人相談所及び婦人寮の3機関については、こども・女性相談支援センターとの兼任となっております。

次に事務分掌ですが、12項目あり、主なものは、(1)の児童福祉法を始め、(5)の母子父子寡婦福祉法、(8)の児童虐待防止法、(11)の子どもの貧困対策推進法の施行に関することなどでございます。

次に30ページを御覧ください。

2の課・室の予算について説明申し上げます。

当課の平成30年度当初予算(A)欄は、46億9,886万9千円となっております。これを29年度当初予算(B)欄と比較いたしますと、6,977万8千円、1.5%の増とな

っております。これは、主に児童養護施設に勤務する職員の処遇改善に伴う、児童措置費の増などによるものです。

次に3の重点事業について、説明申し上げます。

子どもの居場所づくり推進事業費542万7千円でございます。

この事業は、子ども食堂をはじめとした、子どもの居場所づくりを支援し、貧困問題の早期発見・早期支援のための体制づくりを推進するものです。

主なものとしまして、二つ目の二重マルにありますように、子ども食堂等の新規開設や既存の子ども食堂等が新たに学習支援やレクリエーションを行う際に要する経費に対して補助を行います。

次に、31ページをお開きください。

里親リクルート対策事業費404万1千円でございます。

この事業は、家庭で暮らすことのできない子どもが、心身共に健やかに成長できるよう、より家庭的な環境における養育を推進するため、里親の登録数増加に向けたリクルート活動を行うものです。

主なものとしまして、二つ目の二重マルにありますように、里親に関するフォーラムを民間団体と協働で開催すること等により、里親制度の普及啓発と登録推進を促進します。

二日市障害福祉課長 32ページを御覧ください。

障害福祉課関係について、説明申し上げます。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当課は管理・計画班以下四つの班で構成され、本庁の職員数は、26名となっております。また、当課が所管する地方機関は、こころとからだの相談支援センター以下四つあり、その職員数は25名となっております。なお、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所及び精神保健福祉センターの3機関については、こころとからだの相談支援センターとの兼任となっております。

次に事務分掌ですが、15項目あり、主なものは、(1)の身体障害者福祉法をはじめ、

(2) の知的障害者福祉法、(3) の障害者総合支援法、(4) の児童福祉法のうち、障害児に関すること、(6) の精神保健福祉法、(8) の自殺対策基本法及び(11) の障害者基本計画に関することなどでございます。

次に33ページをお開きください。

2課・室の予算について説明申し上げます。

当課の30年度当初予算額は、障害者社会参加推進室分を含め、145億2,788万3千円、これを(B)欄と比較いたしますと、8億3,550万1千円、6.1%の増となっております。これは、障がい福祉サービスを利用する障がい者の増加などに伴う障害者自立支援給付費の増などによるものでございます。

次に3の重点事業について、説明申し上げます。

重度心身障がい者医療費給付事業費10億666万円でございます。

この事業では、二つ目の二重マルにありますように、重度心身障がい者医療費助成の現行給付方式を、市町村の窓口に出向かずに医療費の還付が受けられる自動償還払いに移行するため、市町の電算システム整備に対して助成を行います。

平成31年度のできるだけ早い時期から、医療機関での受診データを市町に転送することにより、請求手続きを簡素化し、障がい者や御家族の負担軽減を図ります。

34ページを御覧ください。

次に発達障がい児・家族支援体制強化事業費1,348万5千円でございます。

この事業は、発達障がい児の支援体制の充実と、家族の孤立感・心理的不安感の軽減を図るため、二つ目の二重マルにありますように、大分県発達障がい者支援センターに発達障がい児支援コーディネーターを新たに1名配置し、医療・療育面での機能強化を図ります。

また、三つ目の二重マル、ペアレントプログラムの推進では、発達障がい児の保護者に対し、子どもへの関わり方を学ぶ研修会を実施し、保護者の心理的不安の軽減を図ります。

工藤障害者社会参加推進室長 35ページをお

開きください。

障害者社会参加推進室関係について、説明申し上げます。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当室は地域生活支援・芸術文化スポーツ推進班以下二つの班で構成され、職員数は、10名となっております。

次に事務分掌ですが、5項目あり、主なものは、(1)の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法及び、障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例の施行に関することをはじめ、(3)の障がい者の就労支援及び工賃向上、(4)の芸術・文化・スポーツを通じた障がい者の社会参加の推進に関することなどでございます。

次に36ページを御覧ください。

2の重点事業について、説明申し上げます。

障がい者就労環境づくり推進事業費3,856万5千円でございます。

この事業では、障害者就業・生活支援センター等に障がい者雇用アドバイザー6名を引き続き配置し、これまでの取組に加え、この4月からの法定雇用率引上げに伴い新たに障がい者雇用が義務付けられる従業員45.5人から50人未満の企業等への働きかけを強化します。

また、新たな取組として、二つ目の二重マルにありますように、障がい者雇用率日本一の早期奪還に向けて、職場定着が課題となっている精神及び知的障がい者の相談・指導役となる職場指導員を配置する企業に奨励金を支給します。

加えて、三つ目の二重マルでは、経営安定を図るために生産設備整備や備品購入などで規模拡大を行う就労継続支援A型事業所を助成します。

衛藤委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑、御意見などはございませんか。

志村委員 保健所の事務分掌というのは何かありますか。

幸福社保健企画課長 今日はございませんけれども、事務分掌はございますので、それは提出

させていただければと思います。保健所の中では、保健指導、あるいは疾病対策、それと、衛生関係、生活環境部関係がございますけれども、衛生指導が主な分掌になっています。

志村委員 今、お話に出ておりましたように、保健所の職員さんは、基本的には福祉保健部の職員ということでいいわけですかね。

幸福社保健企画課長 保健所所員は、福祉保健部の職員になるんですが。

志村委員 それで、生活環境部とも関連のある分野がある。確かにそのとおりで、産業科学技術センターもそうなんですけれども、そこに福祉保健部の職員で専門性がない人が現場にいらっしゃるといことが起きているんですよね。あるところは、産廃関係の担当が薬剤師さんでありまして、本来の仕事は薬剤師としての専門知識を持った方の採用だと思うんだけど、福祉保健部の職員として行くもんですから、現場では産廃のチェックだとか届出だとか、そういう窓口になって、言ってみれば、全く知識のない方が窓口におらざるを得ないと。しかも相談するのは福祉保健部職員でありながら、福祉保健部じゃなくて生活環境部に行くというところが、どうも現場の窓口としてもやや戸惑う、相談する方も戸惑うのは、やっぱり御存じないから本課に行って聞きますと。本課は福祉保健部じゃなくて生活環境部だと。こういうことなんですけど、そこはどういう問題意識を持っていますか。

幸福社保健企画課長 委員がおっしゃるように、例えば、薬剤師であれば、業務的には本課の行政の分もしたり、あるいは薬剤師そのものなどで県病とか含めてあります。

おっしゃられるように、保健所の内容も、例えば産業廃棄物であれば化学的なものがあるとか、その専門性を高めないといけないというのはあるんですけども、おっしゃるように全てのものに専門性が今特化されているとか、対応できているのかという部分はあろうかと思えます。そのあたりはそれぞれの資格に応じた配置をどうするかということになるろうかと思えます。例えば、事務担当も産廃の部分についてはある

んですが、その専門性について言えば、やはり薬剤関係が業務の内容についてどういった職種が適切かということで問題を発しなきゃいけないかなと今考えております。

志村委員 それは行政側の立場の話なんですけれども、要は一般市民、県民の方々が申請をするときに即答のできる体制づくりが大事だということをお願いしたいので。もしそれで支障があるとすれば、その部分の業務を、例えば市に委託して、即答のできる体制づくりをするというふうにした方が。申請する側の話を私は申し上げているので、県の職員のことを言っているわけじゃありませんので。そこは検討の余地があるのではないかなということ指摘したいと思うんですが、ちょっとお考えを。

幸福社保健企画課長 御指摘いただいた点も含め、現場の声をしっかり聞いて、あくまでもやはりそれぞれの住民の方々の要望等をちゃんと受け止めるようになっていくかどうか、それも含めて今後検討したいと思えます。

志村委員 検討とは、どういうことですか。つまり市民、県民が窓口に行ったら、きちっと対応して結論が出ると、そうすれば分かるという体制づくりをしてほしいという意味なんです。

長谷尾福祉保健部長 志村委員がおっしゃっていることは、過去からいろいろ経過がございます、組織改正で本庁そのものがそれまでの福祉生活部と保健環境部がクロスして再編されたわけなんですけれども、その際、おっしゃるように保健所の業務というのがそれぞれ2系統あるという状態が続いております。薬剤師もメインは生活環境部でございます、さきほどの産廃の話でいくと、なかなか専門性が薄くなっているという現場があるのかもしれない。また、その辺については生活環境部ともよく話をしてみたいと思えますし、また、この後来ますので、私も現場の所属を、去年も二巡して回ったんですけども、そういう専門性の高い職員の所属があれば、委員がおっしゃるように、ちょっと薄いかなというところもあったり、これは職員配置の話にも関わってきますので、よく気を付けて動いております。（「よろしくお願いま

す」と言う者あり)

木田委員 全国障害者芸術・文化祭について、実施自体は国文局で段取りを進めていこうということになると思うんですけども。福祉保健部としてこの文化祭を通じてこういったところを達成したいという目標というか、何かこの間、パラリンピックを通じて障がい者に対する理解は深まるかとかいうアンケートがあって、なかなかいい結果じゃなかったような記憶があるんですけども、せっかく今回大分で初めてする芸術・文化祭になるので、この大会について、少なくとも大分県ではこういった障がいに対する理解が深まるような目標というか、具体的な指標があるかどうか。今ちょうど新年度で県政報告の会が結構あって、やはり今回の新年度事業に福祉保健部ではこれが大きく関わってくると思うんですが、その目標みたいなものを、この芸術・文化祭を通じてこういったことが大分で根付くといいなとか、そういったもののイメージがあれば、教えていただければと思います。

長谷尾福祉保健部長 目標というのは、特段、こういう形というのではないんですけども、今私どもで考えているのは、最低限です。全国障がい者大会でやったようなものが根付くということが最低限の目的だと思っています。

大分市は、商店街とかいろんなところで作品を展示したりしてやっていますけれども、もうちょっとこれが目立って、ふだんの生活の中でもそういったものが目に付くような形に、作品であれば持っていきたいし、スポーツにあたって、これまで、去年たまたま中止を余儀なくされましたけれども、車いすマラソンは、全国に誇れるような世界大会でございますので、こういったところにも、これ今かなりプロ化しているんですけども、もうちょっと裾野を広げようような動きもあってしかるべきだと思いますし、そういった芸術、文化、スポーツを引き立てていくのに、今回の組織改正、さきほど冒頭御説明しましたけれども、その辺を深化させようということで組織の再編も行っているところでございますので、目標というのはその中でま

た見出していければいいなと思っております。

木田委員 国文祭の認知度がちょっとまだ、この間、アンケートで悪かったと思うんですが、ちょっと心配なので。障がいのある方々は、そういった社会参加の場が広がるということが定着していくのかということ、もう一つは、やっぱり障がいのない方に対して理解が深まるということが今回のイベントを通じてできないと、本当に何かそこで終わってしまうんじゃないかということ。前回奈良だったですか、そこに行った方が、大分はやっぱり結構頑張っているのを見ていました。そういうところが心配なので、ぜひこのイベントを通じていい成果を残していただきたいと思います。

長谷尾福祉保健部長 木田委員がおっしゃったものも、実はそういう感覚を私どもも持っておりまして、今国文局がやっているものが、私ども、どっちにしても福祉保健部が引き取ってやるわけでございますので、そういったものがしっかり根付くような体制づくりというのも来年度に向けて当然やっていくということで、連携をさらに深めていきたいと考えております。

二ノ宮委員 9ページの地域のつながり応援事業、それから23ページの地域包括ケアシステム構築推進事業が上がっているんですけど、一般質問のときにいつも言っているんですけど、事業自体はもちろん福祉保健部が中心になってやらないといけない。だけど、本当は、地域づくりの中でその事業を考えていかないと、この狭い範囲と言うと失礼なんですけど、単なる福祉とかいう立場から考えると、なかなかうまくいかないんじゃないかといつも提案しています。そういうことで、ぜひ企画とか、そっちの地域支援というか、地域づくり、そういうものと一緒になって、できればそういうプロジェクト的なものを作ってやっていただきたいというお願いなんですけど、どうお考えでしょうか。

長谷尾福祉保健部長 委員がおっしゃった話によく理解しておりまして、最近でも玖珠町の機関庫の活性化というテーマがございます。そもそもこの発端は、社会福祉法人が玖珠町と連携して、さきほど言っております就労継続支援A

型事業所、移行支援事業所もここに新たに設けて、障がい者の方が機関庫のそばでパンを焼き、カフェを運営するというのが主軸の事業でございます。

私は、これを初めて、去年、福祉保健部長になって聞いたときに、これは地域活性化の趣旨が強いので、早速西部振興局と連携して、てこ入れを図ったところでございます。6月にオープンしますけれども、昔の米倉を改修したりして、今一生懸命やっております。委員がおっしゃったように地域の活性化という観点と、もう一つは、地域に行くとなんか人材がいるわけではございません。いろんな場面で何回も同じ人が登場するという状況にどうしてもなってきますので、そういった限られた人材が頑張れるような支援をいかにしていくか、投資するかというのが、多分我々県行政に委ねられた責務だと思っておりますので、そういったところの観点を大事にしながら進めていきたいと思っております。子育てに関しても、単なる子育てではございません。地域で支えるという意味合いが非常に強くなっております。福祉保健行政というのは、私は部下に言っておりますけれども、総合力でやらないとだめだよということで、部局連携を常に念頭において進めていきたいと思っております。

衛藤委員長 私からも、今数えていたら12個ぐらいあったんですけど、もう時間がないので、ちょっと1個だけ絞って、残りは個別で伺いたいんですけど。さきほどの木田委員ともちょっと関連があるんですけど、障文祭に合わせた障がい者アートの関係の先月から始まった取組で、工事看板に障がい者アートを載せていただくようになっていまして。今は県工事だけという形になっていまして、国交省や市町村の工事とかにもぜひとも展開していただきたいんですけど、その調整状況は今のようになっていますでしょうか。

工藤障害者社会参加推進室長 委員長の御指摘の事業につきましては、福祉保健部と発注側を所管する土木建築部で一緒になって活動を支援しているという状況で、何とかスタートを切る

ことができました。

県発注工事で4月からスタートさせておりますけれども、当然関係の団体とか建設業協会の各支部が、違う発注相手、国とか各市町村、民間工事もそのうち含めたいなどは考えていますけれども、そういったところに働きかけをしていただくということで取り組みます。当然県も関係機関、国や市町村に同種の取組を呼びかけることで、より大きな動きを醸成してまいりたいと思っております。

衛藤委員長 ありがとうございます。ぜひとも必ず進めていっていただければと思います。

ほかに質疑もないようですので、これをもちまして、平成30年度の行政組織及び重点事業等を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

二日市障害福祉課長 委員会資料の37ページをお開きください。

大分県障がい者基本計画（第5期）の策定について、御説明いたします。

1の計画策定の趣旨等にありますとおり、この計画は、障害者基本法に基づき、障がい者施策を総合的に進めるための基本方針を定めるものです。計画期間は、国の基本計画に準じて、平成31年度から5年間を予定しております。

なお、右の点線部分にありますように、昨年度策定した大分県障がい福祉計画（第5期）は、障害者総合支援法の見直しに合わせて、3年ごとに策定する、障がい福祉サービス提供体制の確保という観点に絞った実施計画であり、それに対して、今回の基本計画は、より総合的・包括的に障がい者施策全般の方向性を定めるものです。

この基本計画の策定にあたっては、国が本年3月に定めた第4次障害者基本計画に基づき、地域社会における共生の推進や、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上等について盛り込む予定です。

今後、障がい者団体などに出向き、当事者や支援者から様々な意見をお聞きした上で、基本方針や骨子の作成等を進めてまいります。委員

の皆さまには、各定例会の常任委員会にて随時、進捗状況を報告させていただきますので、御指導のほどよろしくお願ひいたします。

衛藤委員長 以上で、説明は終わりました。

ただいまの報告について、質疑、御意見などはございませんか。

玉田委員 今のこの動きの計画の中で、真ん中の（３）施策項目で、①で安全・安心な生活環境の整備とありますけれども、そもそも障がい者が社会参加する上で必要な社会資本の整備というのがあるじゃないですか。それはこの中で議論されるということ、この中に書き込まれるという理解でいいんですか。

二日市障害福祉課長 委員に御指摘いただきました（３）の施策項目のところは、国の基本計画の項目立てでございます。御指摘いただいたような差別解消につながる社会的資本の整備というものも、この各項目の中に入ってまいります。それにあわせて、県の計画も見直していくこととなります。

玉田委員 この間も議論になったように、例えばＪＲの駅の問題だとか、それから、そもそも障がいのある方が社会参加、雇用、そこに向かおうというところに、そもそも障がいがあったら行けない、アクセスできないわけで、そういうことも含めて範囲が非常に大きくなりそうだなという気もするんですけども、ただ、しっかり、ここのところは大事なので議論してほしいと思います。

衛藤委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかに質疑もないようですので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかにないようでありますので、これをもって福祉保健部関係を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔福祉保健部退室、生活環境部入室〕

衛藤委員長 これより、生活環境部関係の説明

に入ります。

説明に入る前に、本日は初めての委員会でもありますので、まず、私から御挨拶を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

衛藤委員長 では、委員の皆さんの自己紹介をお願いします。

〔委員の自己紹介〕

衛藤委員長 次に、事務局職員を紹介します。

議事課の長尾君です。（起立挨拶）

政策調査課の佐藤君です。（起立挨拶）

衛藤委員長 続きまして、執行部の自己紹介をお願いします。

〔山本生活環境部長挨拶〕

〔幹部職員自己紹介〕

衛藤委員長 それでは、中津市耶馬溪町斜面崩壊に関する災害について執行部の説明を求めます。

牧防災局長 中津市耶馬溪町斜面崩壊に関する災害について御説明いたします。

県では４月１１日の４時３０分の災害覚知と同時に県災害対策連絡室を設置し、５時４０分には、県災害警戒本部に移行し、対応してまいりました。その後、県内の救助体制のみでは対応できないことが判明したことから、陸上自衛隊への災害派遣要請及び消防庁へ緊急消防援助隊の要請を行いました。

被害状況ですが、発災から６名の方が行方不明となっていました。４月２３日までに残念ながら６名の方全員についての死亡が確認されたところです。

救助等の体制及び関係機関の支援状況については、２３日までの１３日間、自衛隊、警察、消防の延べ約５、５８０名の体制で実施し、その他消防団、地元建設業協会のほか九州地方整備局など、多くの機関からも御支援をいただいたところです。

なお、７の避難勧告等については、当該地域の周辺７世帯１８名には、引き続き、避難勧告が継続されています。

県の対応として、県では、生活環境部、防災局、農林水産部、土木建築部をはじめ、各部が

連携し、24時間体制で救出に向けた情報収集や避難者への対応などを行いました。また、金吉川沿いの崩落類似箇所の緊急点検や安全対策として監視カメラや伸縮計の設置なども実施しました。

さらに避難所などにおいては、仮設トイレや仮設シャワーの設置などを行うことにより、避難していた方々をはじめ、地元の方に対してのケアを行ってきたところです。

本日は、知事、安東副知事、担当部局長等が中津市長を訪ね、今後の復旧工事や被災者支援等について意見交換をしたところです。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑、御意見などはございませんか。

木田委員 テレビの報道では、崩壊の何日か前にゴロゴロ音がしていたという住民の方が映っていて、その方は「消防の人には言うたんやけどな」とかいうインタビューもあったんですよ。それは消防団の人なのか、市の消防だったのか、ちょっと分からないんですが。ああいった情報は地元の市に届いていたのか、そして届いていたら、その後アクションは何か市でされたのか。その辺を最近よく聞かれるもんですから、教えていただけると。

牧防災局長 報道では、そのようなお話もございましたけれども、中津市役所、また県につきましても、そういった話は聞いていないというところでございます。

木田委員 じゃ、その音がしていたという確認はしていないんですか。していたかどうかの確認。

牧防災局長 市、また中津市に耶馬溪支所がございまして、そちらにもそのような声は届いていなかったと聞いております。（「そうなんですか。じゃ、音があったかどうかはちょっと分からないということやね」と言う者あり）はい。

（「分かりました」と言う者あり）

戸高委員 この原因なんですけど、かなりいろんなところで報道もされているんですが、要するにこれを今後どうやって特定を……。原因究明を最終的にやると思うんですが、どういうスケ

ジュールで原因究明をやっているのかということ。親族の方に11日に会って話をしたときに、そこのおじいちゃんが、直前に水の出るところが変わったという話をずっとしていたということ。あと、さっき音がしていたという話があったんですけど、その周辺に水流が変わるような工事等、そういった直接的な原因というのが全く考えられなかったのかということも含めて、現状を分かる範囲でお願いします。

牧防災局長 まず、原因究明についてでございます。

専門家は、斜面崩壊の原因について、安山岩の上に中津の耶馬溪特有の岩があり、それが非常にもろくなった、風化によるものであろうと言っております。ただし、実際には詳細な調査をしなければ分からないというところです。

この現場は、保安林がかぶっており、工事自体は農林水産部が実施いたします。そこで農林水産部は、まず梅雨前ですので、応急工事を行います。応急工事の後に本工事に入るわけですが、その本工事の前に詳細な調査を行います。ボーリング調査とかを行いながら原因について究明していきたいと聞いております。

2点目の、何らかの工事が影響しているのではなかろうかという質問でございます。それにつきましては、ここでは中津日田道路の工事をしております。ただし、その工事している場所と今回被災したところは、谷が全く違っております。それ以外の工事はやっておりませんので、工事の影響はないだろうと思っております。

戸高委員 はい、分かりました。

衛藤委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかに質疑もないようですので、これをもちまして、中津市耶馬溪町斜面崩壊に関する災害についてを終わります。

続きまして、生活環境部関係の平成30年度の行政組織及び重点事業等について、執行部の説明を求めます。

山本生活環境部長 それでは、生活環境部の行政組織及び重点事業等について、お手元の福祉保健生活環境委員会資料により御説明します。

資料の1ページをお開きください。

まず、生活環境部の組織ですが、本庁は防災局を含め、生活環境企画課から消防保安室までの本庁9課3室と、衛生環境研究センター、消費生活・男女共同参画プラザ、食肉衛生検査所及び消防学校の4地方機関の体制となっております。

今年度の組織改正では、自然災害業務を一元的に行うため、防災危機管理課と防災対策室を再編し、地域防災計画や総合防災訓練などを担当する防災対策企画課と国民保護などを担当する危機管理室を設置しました。

次に職員数ですが、平成30年4月1日現在の職員総数は、本庁が154名、地方機関が79名の計233名となっております。

続きまして、2ページを御覧ください。

本年度の生活環境部関係の予算について説明します。

まず、平成30年度の当初予算です。

当部の予算総額は、表の左から2列目30年度当初予算額(A)の一番下合計欄、114億1,308万2千円です。

これを、その右の29年度当初予算額(B)と比較しますと、額にして9億8,980万7千円、率にして9.5%の増となります。

この主な理由は、国立公園等施設整備事業、動物愛護拠点施設建設事業及び災害対策本部等機能強化事業の増によるものです。

当部の予算のポイントについて説明します。

一つ目は、おおいたうつくし作戦の推進です。

本県の豊かな天然自然や地域資源の保全・利活用促進に向けた取組を推進します。

また、資源循環社会の構築に向けた取組促進と災害時の迅速な処理体制の構築を推進します。

また、国民文化祭やラグビーワールドカップ2019と連動した環境活動を促進します。

二つ目は、安全・安心を実感できる暮らしの確立です。

犯罪被害者支援等のための県民啓発と支援体制の強化を図ります。

また、対米輸出を下支えする食肉衛生検査体制を強化するとともに、健全な食育活動の普及

・啓発に向けた取組を促進します。

次に、3ページをお願いします。

三つ目は、人権を尊重し共に支える社会づくりの推進です。

男女の人権が尊重され、誰もが安心して安全に暮らすことのできる社会づくりを推進するとともに、新たな人権問題への対応に向けた取組を推進します。

四つ目は、地域社会の再構築です。

生活水の確保に取り組む市町村への支援や、市町村水道事業の運営基盤強化のための広域連携化に向けた取組を推進します。

五つ目は、多様な県民活動の推進です。

地方創生の担い手であるNPOの人材育成や活動の活性化を図ります。

六つ目は、災害に強い社会づくりと県土の強靱化による防災力の強化です。

南海トラフ巨大地震など大規模災害に備え、熊本地震や九州北部豪雨・台風第18号災害の検証結果を踏まえた、より実効性のある防災・減災対策を推進します。

次に、4ページをお願いします。

七つ目は、男女が共に支える社会づくりの推進です。

女性の活躍推進及び男女が共に働きやすい社会の実現を図るとともに、女性の社会参画を支援する取組を推進します。

八つ目は、人を呼び込み地域が輝くツーリズムの推進です。

住宅宿泊事業法の施行に伴い、近隣住民の良好な生活環境を守るため、民泊監視員制度の創設など、適切な利活用に向けた指導体制を整備します。

九つ目は、生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造です。

私立学校の児童生徒一人一人の能力や適性に応じた私学教育の充実を支援します。

また、ひきこもりやニート等、社会的自立に困難を抱える若者とその家族を支援するため、支援体制の充実を図ります。

私からは以上でございますが、引き続き、担当課室長から重点事業等について説明させてい

いただきます。

藤本生活環境企画課長 生活環境企画課関係につきまして、御説明申し上げます。

資料の5ページをお開き願います。

まず、1の組織、事務分掌でございます。

職員数は部長、審議監を含めまして21名で、主な事務といたしまして、部の総合企画、組織・定数の管理、人事、予算の総括等の事務に加え、交通安全対策に関する県民運動の実施、市町村の避難所運営支援などを行っております。

地方機関は、衛生環境研究センターを所管しております。職員数は30人で、主な事業といたしまして、保健衛生及び環境保全に関する試験検査や調査研究・情報の収集・提供等を行っております。

次に、2の重点事業でございます。

なお、これからの各課長等の説明は、主な事業だけ説明させていただきます。

まず、(1)高齢者交通安全対策推進事業182万1千円でございます。

高齢者が加害者、被害者となる事故が依然として高い比率を占めていることから、高齢者が運転免許を自主的に返納しやすい環境づくりに努めるとともに、県内全市町村で、体験型の交通安全教室を開催するなど、高齢者の交通事故防止対策を推進するものです。

次に、(2)市町村避難所運営等支援事業79万5千円でございます。

災害の発生時には地域住民が主体となって避難所の運営ができるよう、市町村の避難所運営マニュアルの策定支援等を行うほか、自主防災組織や市町村職員等を対象とした避難所運営訓練を実施するものです。

御沓うつくし作戦推進課長 うつくし作戦推進課関係につきまして、御説明申し上げます。

資料の6ページをお開き願います。

まず、1の組織、事務分掌でございます。

職員数は11人で、主な事務といたしまして、おおいたうつくし作戦の推進や環境教育等による環境保全の取組の促進、豊かな水環境の創出など、身近なごみ問題から地球温暖化対策まで幅広く、環境保全に関する事業に取り組んでお

ります。

次に、2の重点事業でございます。

まず、(1)のおおいたうつくし作戦推進事業1,722万4千円でございます。

うつくし作戦を牽引する新たな団体の設立等への支援による推進隊の基盤強化を図るとともに、国民文化祭の開催にあわせてうつくし推進隊が、地域住民と連携して環境の視点からのおもてなし活動を行うことにより、県民の環境意識の醸成を図ってまいります。

次に、(2)の3R普及推進事業986万9千円でございます。

宴会開始後30分間と終了前の10分間は自分の席で料理を楽しむ取組「おおいた30・10運動」を推進するため、クーポン券の提供や卓上ポップの設置に取り組む店舗の拡大等を図ってまいります。

また、新たな取組として、廃棄物をそのまま再利用するのではなく、価値を高める加工を施し製品化するアップサイクルを普及させるため、取組を行っている事業者の工場見学や子どもを対象としたワークショップを実施し、県民の環境意識の醸成を図ってまいります。

橋本自然保護推進室長 自然保護推進室関係につきまして、御説明申し上げます。

資料の7ページをお開き願います。

まず、1の組織、事務分掌でございます。

職員数は12人で、主な事務といたしまして、生物多様性に関すること、温泉法の施行に関すること、ジオパーク・ユネスコエコパークの推進に関することなど、本県の豊かな自然の保全と、資源の有効活用に向けた事業に取り組んでおります。

次に、2の重点事業でございます。

まず、(1)の生物多様性保全推進事業1,100万6千円でございます。

豊かな自然の基盤である生物多様性を保全するため、希少野生動植物の保全活動に取り組む団体への支援や、県民の自然保護意識を醸成する啓発イベント等を開催します。

次に、(2)のおおいたジオパーク推進事業2千万円でございます。

昨年12月に再認定を受けた姫島・豊後大野両地域のジオパーク活動を持続可能な取組とするため、ジオシンポジウム等による県内外への情報発信を行うほか、学術研究や拠点施設整備を支援してまいります。

次に、(3)の祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進事業2, 247万5千円でございます。

昨年6月にユネスコエコパークに登録された祖母・傾・大崩地域の環境保全と自然と共生した地域振興を図るため、環境保全のための調査研究や、オフィシャルアーティストDRAM TAOを活用した情報発信のほか、周遊体験ツアーを実施してまいります。

森崎県民生活・男女共同参画課長 県民生活・男女共同参画課関係につきまして、御説明申し上げます。

資料の8ページをお開き願います。

まず、1の組織、事務分掌でございます。

本庁につきましては、大分県消費生活・男女共同参画プラザ職員が兼務しております。地方機関は、大分県消費生活・男女共同参画プラザであり、職員数は21人で、県民の日常生活に深く関わる消費者行政に関する事務のほか、男女共同参画社会づくりの推進、NPO等による県民活動の推進などの施策に取り組んでおります。

次に、2の重点事業でございます。

まず、(1)の犯罪被害者等支援推進事業867万9千円でございます。

本年4月に施行された大分県犯罪被害者等支援条例に基づき、県民等の理解の増進や支援体制の整備、被害者等の負担の軽減に取り組んでまいります。

シンポジウムの開催、関係機関の連携強化のため支援コーディネーターを配置するとともに、県と市町村との連携による見舞金制度を実施するなど、被害者等に寄り添った支援を進めてまいります。

次に、(2)の女性の活躍推進事業1,097万4千円でございます。

経済団体と連携した女性が輝くおおい推進

会議の取組を核とし、女性活躍推進宣言企業の拡大や働く女性のキャリア形成を支援するため事業所にキャリアコンサルタントを派遣するとともに、女性の不安解消等を図り、就労等の社会参画を促進するためのセミナーを開催するなど、女性が活躍できる社会づくりを推進してまいります。

安藤私学振興・青少年課長 私学振興・青少年課関係につきまして、御説明申し上げます。

資料の9ページをお開き願います。

まず、1の組織、事務分掌でございます。

職員数は14名で、主な事務といたしまして、私立小・中・高等学校への助成などの私立学校に関する事務、青少年の健全育成に係る行政の総合企画、青少年の健全な育成に関する条例や子ども・若者育成支援推進法の施行に関する事務などに取り組んでおります。

次に、2の重点事業でございます。

まず、(1)私学振興費35億7,344万5千円でございます。

この事業は、私立学校の教育条件の維持向上、保護者負担の軽減、学校経営基盤の健全性確保のため、県内に私立小・中・高等学校を設置する学校法人に対し、経常的経費の一部を補助するものです。

特に、進学や就職、スポーツ・文化など、各分野での個性輝く学校づくりの取組については重点的に支援してまいります。

次に、(2)私立高等学校授業料減免補助事業1億2,673万5千円でございます。

この事業は、国の就学支援金の給付後もなお、授業料負担の残る私立高校生の保護者の経済的負担を軽減するため、授業料の支援を行う学校法人に助成するものです。

具体的には、国の新しい経済政策パッケージにおける私立高校授業料実質無償化の動きに先駆け、年収約350万円未満の世帯まで授業料の実質無償化を拡充します。

次に、(3)青少年自立支援対策推進事業3,025万2千円でございます。

この事業は、ニートやひきこもり等社会的自立に悩みを抱える青少年及びその家族を支援す

るため、おおいた青少年総合相談所及び青少年自立支援センターを運営するものです。

今年度は、さらなる支援の充実を図るため、これまでの相談業務に加え、新たに自立支援員1名を配置し、学習支援やまちなかを活用した職業体験や外出訓練などの支援プログラムの提供に取り組んでまいります。

小林食品・生活衛生課長 食品・生活衛生課関係につきまして、御説明申し上げます。

資料の10ページをお開き願います。

まず、1の組織、事務分掌でございます。

職員数は14人で、主な事務といたしまして、食品の安全・安心確保対策、食育の推進、動物の愛護・管理及び旅館業等の衛生対策などを行っております。

地方機関は食肉衛生検査所を所管しております。職員数は20人で、厳正な検査を実施し、県民に対し安全・安心な食肉の提供に努めております。

次に、2の重点事業でございます。

まず、(1)のHACCP推進事業496万5千円でございます。

現在、国ではオリンピック・パラリンピックを目標に食品衛生法を改正し、HACCPの制度化を進めています。県でも大規模イベントを控えて、さらなる食の安全確保が必要であり、講習会の開催や飲食店等のモデル事業の実施、民間指導者の育成等の事業を行い、食品営業者に対してHACCPの普及促進を図ってまいります。

次に、(2)の動物愛護拠点施設建設事業6億1,777万8千円でございます。

平成30年度末までにオープンを予定している動物愛護センターの整備費でございます。昨年6月に土地と管理棟として利用する既存建物を購入したところです。動物保護棟の新設や管理棟の改修、ドッグラン等を整備する費用を計上しております。

最後に、(3)の民泊の安全・安心確保事業863万5千円でございます。

平成30年6月15日に施行する住宅宿泊事業法の安全・安心対策です。近隣住民や宿泊者

の安全・安心を確保するために、旅館業法と同様に、新規届出のあった宿泊施設に対して立入調査を行うものです。このため、食品・生活衛生課に民泊監視員を2名配置し、県下全域に対応することとしております。

芦刈環境保全課長 環境保全課関係につきまして、御説明申し上げます。

資料の11ページをお開き願います。

まず、1の組織、事務分掌でございます。

職員数は13人で、主な事務といたしまして、生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動・悪臭等の公害の規制、ダイオキシン類等の化学物質対策、水道の普及及び環境影響評価にかかる事務などに取り組んでおります。

次に、2の重点事業でございます。

(1)の公営水道運営基盤強化推進事業1,137万5千円でございます。

水道事業は、施設の老朽化や人口減少による収益悪化など運営基盤を揺るがす課題を抱えており、中小規模の水道事業体が多い本県では、個々の水道事業体のみでの解決が困難な状況となっています。

そのため29年度は、運営基盤強化の有力な方策である広域連携について、形態ごとのメリット・デメリットの分析、経営効率化の効果の検証等を実施しました。

30年度は、その分析等の結果を踏まえた上で、大分県内の水道事業の将来像を描いた大分県水道ビジョンの策定を行います。

梶原循環社会推進課長 循環社会推進課関係につきまして御説明申し上げます。

資料の12ページをお開き願います。

まず、1の組織、事務分掌でございます。

職員数は14人で、主な事務といたしまして、廃棄物の減量・再資源化、適正処理の推進、不法投棄防止のための巡回監視やスカイパトロールの実施に加え、PCB廃棄物の適正処理対策、海岸漂着物の回収・処理の支援などの事業に取り組んでおります。

次に、2の重点事業でございます。

まず、(1)循環社会構築加速化事業1,417万2千円でございます。

廃棄物の減量・再資源化を促進するため、セメント工場への廃棄物搬入体制を整備するほか、中間処理業者等を対象としたセミナーの開催や廃棄物の発生抑制・再資源化に向けたアイデアコンテストによるモデル事業の実施により、企業の意識啓発を図ってまいります。また、災害発生後の円滑な災害廃棄物処理体制の構築に向け、市町村の災害廃棄物処理モデルマニュアルの策定などに取り組んでまいります。

次に、(2) 廃棄物不法投棄防止対策事業 6,889万4千円でございます。市町村が行う不法投棄防止対策事業への助成のほか、不法投棄廃棄物の撤去、不法投棄の再発が懸念される場所への監視カメラやフェンスの設置など、全県を通じた不法投棄の再発防止に取り組んでまいります。

高橋審議監兼人権・同和対策課長 人権・同和対策課関係について御説明します。

資料の13ページをお開き願います。

まず、1の組織、事務分掌でございます。

職員数は9人で、主な事務といたしまして、同和問題をはじめ、差別、虐待、いじめ、ハラスメント、外国人やLGBT（性的少数者）への差別など、様々な社会問題となっている人権課題について、人権尊重社会の確立を目指して、各種施策を展開してまいります。

次に、2の重点事業でございます。

まず、(1)の人権施策推進事業 584万3千円でございます。

大分県人権尊重社会づくり推進条例に基づき、人権を尊重する社会の確立を目指して、人権教育・啓発及び人権相談・支援・権利擁護などの施策を総合的に推進してまいります。

今年度は特に、今後の人権施策にいかす基礎資料として活用する、5年に一度の県民意識調査を実施します。

次に、(2)の人権啓発推進事業 2,002万円でございます。

人権尊重の理念の普及とその理解を深めることを目的とし、8月の差別をなくす運動月間における県民講座や12月の人権週間での人権啓発フェスティバルの開催等による啓発活動を実

施してまいります。

また、情報化の進展にともなって問題が浮き彫りになっているインターネットと人権に関することや、性的少数者の人権についての理解の普及に重点的に取り組んでまいります。

渡辺防災対策企画課長 防災対策企画課関係につきまして、御説明申し上げます。

資料の14ページをお開きください。

まず、1の組織、事務分掌でございます。

職員数は防災局長、防災危機管理監を含めまして18名で、主な事務といたしまして、県地域防災計画の見直しや、自然災害から県民の生命・身体・財産を守るため、防災・減災に関する施策を推進しております。

また、災害時には県災害対策本部等を設置し、市町村や国等の防災関係機関と連携して対応を行っております。

次に、2の重点事業でございます。

まず、(1)地域防災力向上支援事業 2,694万4千円でございます。

本事業は、地域における自助・共助の要となる防災士の養成と、そのスキルアップに取り組むなど、市町村や関係機関と連携し、地域防災力の向上を図るものです。

今年度は、防災アドバイザーの派遣回数など制度拡充や、避難訓練等の実施が困難な自治会等に対し、訓練の計画から実施までを直接支援する訓練押しかけ支援隊の派遣などにより、避難訓練など地域の防災活動を一層促進してまいります。

次に、(2)災害対策本部等機能強化事業 4億1,076万1千円でございます。

本事業は、南海トラフ地震等大規模災害時において、災害対策本部等が効果的に機能し、応急対策業務を迅速かつ的確に実施できるよう機能強化を図るものです。

災害対策本部等を県庁舎本館6階に移転し、本部会議室、総合調整室等を同一フロアに集約するとともに、最新のICT技術を用いたオペレーション機能の高度化を進めてまいります。

河野危機管理室長 危機管理室関係につきまして、御説明申し上げます。

資料の15ページをお開きください。

まず、1の組織、事務分掌でございます。

職員数は、危機対策監を含めまして9名で、主な事務といたしまして、国民保護対策や原子力災害対策、大規模火災、事故等の危機管理事業の対応を行っております。

次に、2の重点事業でございます。

まず、(1)災害対応支援システム構築事業1億4,818万5千円でございます。

本事業は、災害時における正確な情報の収集と共有を迅速に行うため、スマートフォン等を有効活用して、現場から被害状況等を直接送信し、関係機関で共有できる新たな災害対応システムを構築するとともに、迅速に県民等へ避難所情報等を分かりやすく提供できるよう、防災アプリの開発を行うものです。

あわせて、罹災証明の発行等を迅速に行えるよう、全市町村共通の被災者台帳システムも構築してまいります。

次に、(2)国民保護対策事業946万7千円でございます。

ラグビーワールドカップ2019の大分開催を見据え、公認キャンプ地に内定している別府市での事案発生を想定した国との共同による国民保護実動訓練を実施するものでございます。

また、全国瞬時警報システム(Jアラート)の新型受信機の導入を行い、情報伝達に要する処理時間の短縮や伝達情報の充実を図ってまいります。

大城消防保安室長 消防保安室関係につきまして、御説明申し上げます。

資料の16ページをお開きください。

まず、1の組織、事務分掌でございます。

職員数は豊後大野市の県央飛行場に常駐しております防災航空隊を含めて19名で、主な事務といたしましては、消防に関する市町村相互の連絡調整などを行うとともに、高圧ガスの保安、火薬類の取締、石油コンビナートの防災に関する業務を行っております。

地方機関は消防学校を所管しています。職員数は8名で、県内の消防職員・消防団員・消防関係者の教育訓練を行っております。

2の重点事業でございます。

まず、(1)消防学校教育力強化事業4,003万9千円でございます。

大規模災害等に備え、最前線で活躍する消防職員が安全・迅速・的確に救急救命活動や消火活動を行えるよう、消防学校における教育力を強化するものです。

消防学校で行う教育訓練内容を座学中心から実技重視へ見直すとともに、蘇生訓練用シミュレータ人形や自動体外式除細動器などの訓練用資機材の整備により、実践的訓練を拡充していくことで、即戦力となる救急隊員を育成してまいります。

次に、(2)消防力強化推進事業543万9千円でございます。

減少する消防団員の確保対策として、消防団OBを中心とした機能別消防団員や女性消防団員の採用を支援するとともに、消防団活動に対する理解の促進を図るため「おおい消防団応援の店」登録店舗の拡充・普及を行います。

このほか消防団PR事業として、今年度新たに、消防団活動を県民の皆さまにより理解してもらえるよう分かりやすい教材を作成、すでに配置している地域消防アドバイザーや各市町村と連携して出前講座等を開催することにより、地域防災力の中核を担う消防団員の加入促進を図ってまいります。

衛藤委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑、御意見などはございませんか。

嶋副委員長 民泊ですけど、事業者の届出が始まっていると思いますが、現段階でどのような状況でしょうか。

小林食品・生活衛生課長 届出自体は、現時点でまだゼロ件でございますが、問合せが毎日のようにありまして、5件から多いときは10件、ただ、同じ方がかけてきたりしていますので、実質的な数の把握はしていないんですが、そんな感じでございます。

嶋副委員長 いろいろ情報も収集しておられると思いますが、県内で民泊事業を始めようとする事業者はどのくらいを見込んでいますか。

小林食品・生活衛生課長 いわゆる仲介業者の関係の数を見ますと、300ぐらいという数があるんですが、そこまで行くかどうか、ちょっと分からない状況です。

嶋副委員長 いずれにしても、県民の安心、安全のために違法民泊は根絶するという徹底をしていただきたいと思います。その上で、この民泊を健全に推進していく、普及していくには、やっぱり大分県下それぞれの地域の実情に合わせた規制が必要だと私は思っています。

当面大分県は、区域あるいは期間については条例を制定せずに規制をしないということですが、全国ではかなりの自治体が条例を制定して規制を強化している地域もあります。この全国の流れをどう捉えておられますか。

小林食品・生活衛生課長 今のところ、県内で苦情を受けているのが12件ということで、要するに条例を制定するまでに満たすような条件というのが今のところないような現状ですので、今後、施行されて、実際立ち入るようなことがあると思いますので、そういった中で、状況の変化があれば、また検討していきたいと考えております。

嶋副委員長 条例を制定することが法律の趣旨にそぐわないという意見もあるようですが、県民の安心、安全のためには、場合によっては条例制定も必要だということで、ぜひ頭の中に置いていただけたらありがたいなと思っています。

戸高委員 時間がないので、1点だけ質問します。

危機管理の重点事業の災害対応支援システムの構築事業なんですが、これはアプリと考えていいのか、アプリを開発して通常の携帯端末で利用可能になるのか、それともほかの自治体が行っているような端末型のカメラと防災無線とか、いろいろセットになった、そういうシステムを利用するのか、その部分だけ分かれば教えていただければと思います。

河野危機管理室長 今のところ、アプリを開発してやりたいと考えております。これは避難所の検索等で活用するというので、実際の風景を確認しながら、ARカメラに表示させて、実

際に避難所はどこにあるのかといったところが瞬時に分かる、そういったアプリを開発していくように考えております。

戸高委員 そうすると、どこか市町村がやっているような、通信、災害時の通信が非常に困難になるということから、通信と一体型になったような、システム構築という形ではないわけですね。画像の一斉送信とか、現場状況が一斉に分かるということでしょうか。

河野危機管理室長 実は詳細なところまで把握しておりませんので、後ほど回答させていただきたいと思います。

戸高委員 もし、そのときにイメージ図が用意されているのであれば、それをいただければなと思います。なければしょうがないです。よろしくお願いします。

木田委員 動物愛護の拠点施設ですが、先般、大阪は新年度からプロの訓練士とかトリマーを入れて、譲渡がスムーズに行くようにということが出ておりました。大分県は今後その辺をどう扱うのかということ。また、殺処分ゼロの考え方について、指針が示されていると思いますけれども、大分県として、病気やかみ付きとか、いろいろな状況でゼロのカウンターの仕方を定義するという発表がありましたけれども、その辺をどう捉えているのか、お願いします。

小林食品・生活衛生課長 まず、1点目のトリマーさんとか訓練士の件です。正規の職員ではなくて民間の方に委託することも考えております。現状でも動物管理所でトリマーの方に、無償でボランティアとしてやっていただいておりますので、そういった形で進めていきたいと考えております。

2点目、殺処分ゼロの関係でございます。ゼロに越したことはないんですけど、殺処分をゼロにするということが目的になってしまうと、いろんな弊害が起きているようなこともございます。その点も考えながら、なるべくゼロに近付ける。できたら入口といいますか、引取りとか、そういったものをゼロに近付けるといった方向で進めていければと考えております。

木田委員 訓練士とかトリマーさんの関係では、

大阪は寄附金をいただいて、その寄附金をそのうちの委託の費用に回していることもあるようです。雑になると何に使っていいか分からなくなると思うので、そういう目的を持った寄附金運用とか、多分そういうことは出てくると思うんです。そういう寄附金の運用などもぜひ今後検討していただければと思います。

衛藤委員長 要望でよろしいですか。（「はい、いいです」と言う者あり）

玉田委員 交通安全のことで、交通安全対策の企画調整に関することが生活環境企画課にあるんですが、大体どのレベルでの企画調整なんですか。この下の重点施策を見る限りでは、市町村がやっている事業を啓発するとか、そういう事業なのかなという思いがあるんですけども。交通安全対策というと、やっぱり県警本部というイメージがあって。そして、免許返納に係るものについては地域交通とか、そちらの方との連携も重要であるかなという思いもあるんです。そこで、どのレベルでの調整なのかということをお教えしてもらえれば。

藤本生活環境企画課長 県と県警がそのメンバーになって、交通安全推進対策協議会を組織しております。その中で年間の交通安全への取組を定めて、それに向けて幹事会等を開きながら、地域の交通安全運動の実施などを調整している状況でございます。

玉田委員 今、高齢者が引き起こす交通事故が社会問題というか、報道をにぎわしています。それで先進自治体では被害者の救済制度を作るとか、それから、そもそもそういう運転者に対する保険を作ろうという、民間保険もそうですけれども、認知症の方が運転するケースとか、高齢者の方が運転するケースに適用させていこうというのがあるんです。認知症というと福祉保健部かなと思ったり、ただ交通安全の企画調整全体からすると、今言った問題については生活環境部と切り分けていいのか、その辺はどうなんでしょう。そういう制度についての議論についてはどうなんでしょうか。

藤本生活環境企画課長 県庁内で福祉保健部、高齢者福祉課も入って、あと県警の交通企画課、

そして企画振興部の担当課も入って、庁内の連絡会議もしながら、全国的な動き、そういったものを確認しながら進めている。窓口は生活環境企画課が担っているという状況です。

衛藤委員長 ほかに質疑もないようですので、これをもちまして、平成30年度行政組織及び重点事業等を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

まず、①の報告をお願いします。

山本生活環境部長 資料の17ページをお開きください。

今年度、生活環境部において策定・変更を行う予定の計画等について、御説明させていただきます。

対象となる計画は三つあります。

一つ目の大分県再犯防止計画ですが、再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、新たに計画策定を行う予定です。

二つ目の大分県地域防災計画ですが、九州北部豪雨、台風第18号災害等を踏まえた防災・減災対策の推進等に伴う改定を予定しています。

三つ目は大分県新地震・津波対策アクションプランですが、これまでの災害の教訓を踏まえ、平成31年度からの5か年間の計画として策定を行う予定です。

今後、表右端にあるスケジュールに沿って進めながら、適宜、その概要等を本委員会において、委員の皆さまに報告させていただきます。

衛藤委員長 以上で、説明は終わりました。

ただいまの報告について、質疑、御意見などはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別に質疑もないようですので、②の報告をお願いします。

森崎県民生活・男女共同参画課長 大分県犯罪被害者等支援推進指針の改訂について御説明いたします。

資料の18ページをお開きください。

本指針につきましては、平成30年第1回定例会の常任委員会の場で、改訂に向けての経過を御説明いたしました。この度、本指針を改

訂したため、御報告させていただきます。

今回の改訂の趣旨ですが、4月1日からの大分県犯罪被害者等支援条例の施行にあわせ、支援施策を着実に実行するとともに、国の第3次犯罪被害者等基本計画の内容を反映するため、平成28年2月に策定した本指針を改訂するものです。

今回の改訂の主な点ですが、下線を引いた施策、例えば、第1の(2)給付金制度の充実等に関しては、県と市町村との連携による見舞金制度の実施、第4の(1)相談及び情報提供の充実強化に関しては、連携体制を構築するため、支援に係る具体的課題等を検討する会議の開催や中心的役割となる支援コーディネーターの設置などを新たに指針に盛り込みました。

前回の報告の際は、改訂案に対するパブリックコメントを募集中でありました。2月14日から3月13日までの1か月間で、計6件の意見の提出があり、その中には「条例の趣旨にかなう、よく検討された優れた指針である」とか、「二次的被害の防止、県と市町村との連携協力を規定した条例の実効性を確保するものとして有意義である」など、高い評価をいただきました。一方で、「支援ノートの作成にあたっては当事者である被害者等の意見を聴いてほしい」とか、「支援に係る連携会議において弁護士の参加を検討してほしい」など、施策の実施にあたっての要望もいただいたところです。

今後は、寄せられましたこれらの要望も踏まえながら、条例や本指針の規定に基づき、被害者等に寄り添った支援施策を着実に実施してまいります。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

ただいまの報告について、質疑、御意見などはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別に質疑もないようですので、③の報告をお願いします。

小林食品・生活衛生課長 本年、6月に開催予定の第13回食育推進全国大会について、御説明します。

資料は別紙のちらしを御覧ください。

国では、毎年6月を食育月間と定め、全国各地で様々な行事を開催し、食育について国民の理解促進を図るとともに、関係者相互の連携を推進することとしています。

その中でも、中核的行事にあたるものが、食育推進全国大会であり、今回、農林水産省及び大分県の共催で、6月23日と24日の2日間、大分市のJ：COMホルトホール大分、JR大分駅及びその周辺で開催されます。

健康寿命日本一を目指す本県としましては、県食育推進条例の周知を図り、食育推進の起爆剤とするとともに、食育の大切さを特に若者や親子世代に情報発信することにより、食生活を見直す契機にしたいと考えています。

内容については、学校関係者、医療・保健関係者等68団体からなる実行委員会を組織し、幅広く意見を聴取しながら、大分県らしい手作り感のある参加型・体験型中心の大会となるよう準備してまいりました。

具体的には、郷土料理や伝承料理の提供、蒸し料理を体験するブース、福澤諭吉翁にちなんだ食文化のシンポジウムなど、本県の多様な食文化を、県民等にわかりやすく伝えようと考えています。

また、子どもや若い世代に興味を持って参加してもらえるよう、子ども屋台や子牛のほ乳体験、しいたけの駒打ち、高校生によるレストランや様々な料理教室なども計画しています。

今回、手作り感のある大会の準備をする中で、様々な方の協力をいただき、食育のネットワークが着実に拡大しています。

このネットワークを大会のレガシーとして今後の食育の推進に生かし、本県の食育をステップアップさせていきたいと考えています。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

ただいまの報告について、質疑、御意見などはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別に質疑もないようですので、④の報告をお願いします。

安藤私学振興・青少年課長 ひきこもり等に関する調査及び青少年のネット利用実態調査の結

果について御説明します。

まず、ひきこもり等に関する調査の結果について御説明します。

資料の19ページを御覧ください。

1の調査目的です。近年、ひきこもりやニートなど、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える若者が増加しており、最近は、中高年のひきこもりなど、ひきこもりの長期化・高齢化も問題になっています。県では、青少年自立支援センターなどでひきこもりの方の相談支援を行っていますが、今後の施策の展開を考える上で、現状把握が必要であることから、民生委員・児童委員を対象に今回の調査を実施したものです。

2のひきこもり等該当者ですが、概ね15歳以上の、(1)社会的参加ができない状態が6か月以上続いていて、自宅にひきこもっている方(2)社会的参加ができない状態であるが、時々買物などで外出することがある方としています。

続いて6の調査結果ですが、(1)該当者の人数は、637人となっています。

次のページを御覧ください。(2)の該当者の性別は、男性が68.0%、女性が22.6%となっており、男性が女性の3倍と高い比率になっています。

(3)の該当者の年代別性別状況では、40歳代が最も多く、続いて30歳代、60歳代以上となっています。

(4)のひきこもり期間については、10年以上が最も多く、40.7%を占めています。3年以上に及ぶ割合が80.7%、5年以上に及ぶ割合が66.1%と、ひきこもりの長期化の傾向が現れています。

(5)のひきこもりに至った経緯については、「わからない」が264人と最も多く、今回、調査に協力いただいた民生委員・児童委員による把握の困難さを示していると考えられます。経緯が分かるものでは、「本人の疾病・性格など」、「就職したが失業した」、「家族や家庭環境」の順に多くなっています。また、「不登校」が経緯となっているものは67人で、全体の8.2%を占めています。

以上のとおり、調査からは、ひきこもりの長期化・高齢化や状況把握が困難であることなどの課題が見いだせますが、これらは、当課だけでは対応が難しいことから、福祉保健部などの関係部局と連携を図りながら、対策を検討してまいりたいと考えています。

なお、詳細につきましては、別冊の調査結果を御覧ください。

次に、平成29年度の青少年のネット利用実態調査の結果について、御説明します。

資料の21ページを御覧ください。

本調査は、2の調査対象にありますように、県内の児童生徒5千人とその保護者の計1万人を対象に実施したものです。

次に、4の調査結果の概要ですが、次のページの(3)の青少年のネット利用時間を御覧ください。平日の利用時間は1~2時間が最も多く、平日に2時間以上利用するのは、小学生17.9%、中学生32.8%、高校生29.1%という結果でした。

(5)の青少年のネット利用時のトラブルと相談ですが、ネットで知り合った人とのやりとりによるトラブルや迷惑メールが上位でした。しかし「トラブルの経験はない」とする保護者が子どもを13.1ポイント上回っており、子どもの約2割が「誰にも相談しなかった」と回答しています。

(6)のフィルタリング利用状況等ですが、52.1%がフィルタリングを利用していますが、前年より減少傾向にあります。

(7)の家庭でのルールですが、保護者の70%が「ルールあり」と回答していますが、一方の子どもは「ルールあり」との回答が49%にとどまっており、保護者と子どもの差は21ポイントあります。

以上のとおり、調査からは、家庭でのルールはあるものの、それが子どもによく伝わっていないことや、フィルタリングの利用状況が減少傾向にあることなどの課題が見いだせます。

今回の調査結果を十分に検討・分析し、今後のネット対策事業に活かしてまいりたいと考えています。

なお、詳細につきましては、別冊の調査結果を御覧ください。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

ただいまの報告について、質疑、御意見などはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ひきこもり等に関する調査なんですけれども、年代別性別状況を拝見すると、60歳台以上というのが結構な数いらっしゃるんですけれども、これぐらいの年代になると、人によっては介護分野との連携なんかもまた出てくると思うんです。具体的に福祉保健部の関係と、また、このひきこもりの中に例えば精神の障がいの方であったりとか、そういった関係も出てくると思うんですけど、具体的に福祉保健部とどういう連携を行っているのか、教えていただけますでしょうか。

安藤私学振興・青少年課長 委員長が御指摘のとおり、ひきこもり、高齢になると福祉保健部関係の要素となります。今回、ひきこもりについては、まずはワンストップで全般の窓口、相談しやすい形ということで体制を作っております。このため、まずは当課で相談を受けて、それから適切な専門機関につなぐ。それが、例えば高齢者であれば福祉関係、医療機関であれば医療。それから、不登校等がひきこもりにつながるケースも多いことから、教育庁等とも連携していかなければいけないと考えております。

そうしたことについて、今回この調査を集約して、今後とも福祉保健部との会議等の中で、この結果を説明して、今後、当部でも連携を図っていきたくと考えております。

衛藤委員長 私は、昨年の委員会において最後に申し上げたんですけど、このひきこもりの関係は、始まった当初は若い世代の方が多かったんですけど、今、状況が大きく変わっているんです。本来的には今の状況を考えると、やっぱり福祉保健領域がかなり多いので、そちらは福祉保健部が見るべきではないかというようにも考えております。あくまで意見なんですけれども、そういった点もこれから御考慮いただければと要望としてお願いいたします。

ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかに質疑もないようですので、⑤の報告をお願いします。

渡辺防災対策企画課長 大分県有識者会議について、御説明します。

別紙のカラー資料を御覧ください。

資料の1目的を御覧ください。昨年12月に国が中央構造線断層帯の長期評価を見直したことに伴い、県への影響と対策について専門的見地から意見をいただくことを目的としております。

次のページを御覧ください。この見直しのポイントですが、奈良県から愛媛県に至る活断層帯である中央構造線断層帯に豊予海峡から由布院の間が追加されました。

一方で地震発生確率のランクについては、最も低い「Z」ランクに位置付けられたところであり、この点を有識者に専門的見地から御意見を伺うこととしております。

前のページにお戻りください。

資料の2委員にあるとおり、京都大学名誉教授の竹村会長、大分大学減災・復興デザイン教育研究センター次長の小林副会長など、地球物理学、地質学、都市計画、都市防災等の様々な知見から、委員として御意見をいただくこととしております。

3スケジュールを御覧ください。

本年、2月22日に大分県有識者会議を設置し、4月19日に第1回の会議を開催いたしました。

会議では、最新の知見に基づき、被害想定の見直しが必要であるとの意見をいただいたところです。

会議は年度内に全体で5回程度の会議を開催し、提言をいただく予定です。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

ただいまの報告について、質疑、御意見などはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別に質疑もないようですので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にないようでありますので、これをもって生活環境部関係を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔生活環境部退室、病院局入室〕

衛藤委員長 これより、病院局関係の説明に入ります。

説明に入る前に、本日は初めての委員会でもありますので、まず、私から御挨拶を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

衛藤委員長 では、委員の皆さんの自己紹介をお願いします。

〔委員の自己紹介〕

衛藤委員長 次に、事務局職員を紹介します。

議事課の長尾君です。（起立挨拶）

政策調査課の佐藤君です。（起立挨拶）

衛藤委員長 続きまして、執行部の自己紹介をお願いします。

〔田代病院局長挨拶〕

〔幹部職員自己紹介〕

衛藤委員長 それでは、病院局関係の平成30年度の行政組織及び重点事業等について、執行部の説明を求めます。

廣瀬病院局次長兼県立病院事務局長 本日、御説明いたしますのは、平成30年度病院局の組織と平成30年度大分県病院事業会計予算でございます。

説明は、本日お配りしているA4横の福祉保健生活環境委員会資料で御説明させていただきます。

平成30年度組織委員会資料の1ページをお開き願います。

大分県病院局の組織について、御説明いたします。

診療科部門は循環器内科部をはじめとする26科部、放射線科部などからの中央診療部門、薬剤部などの医療技術部門、看護部、事務局、管理室等、がんセンター、総合周産期母子医療

センター、循環器センターとなっております。

また、資料の下部の※印で記載しておりますが、平成32年度の県立病院精神医療センター（仮称）の開設に必要な人員43人の定員増を先月の議会において大分県職員定数条例の改正の議決をいただいたところでございます。

今年度から順次、必要な人員の採用及び研修を行ってまいります。

平成30年度大分県病院事業会計予算資料の2ページをお願いします。

平成30年度大分県病院事業会計予算について御説明いたします。

1の平成30年度一般会計負担金の内容ですが、この負担金は、地方公営企業法に基づき、県立病院が行うがん治療や救命救急など、高度・専門、特殊医療等の不採算部門の運営や、施設・設備の整備に充当した企業債の償還に必要な経費などについて、一般会計から支出されるものでございます。

30年度予算額は左から三つ目の太枠の囲みにありますように、11億2,341万8千円となり、29年度と比べ、3,310万3千円の減額でございます。

増減要因としましては、右側の備考欄にあるとおり、過去の施設設備整備に充当した企業債償還利子などの減に伴うものなどでございます。

次に平成29年度予算と平成30年度予算との比較について御説明します。

上段の30年度の収益的収支予算は中ほどの太枠の囲みにあるように、収益が165億700万円、費用が161億7,600万円を計上しておりまして、単年度損益は3億3,100万円の黒字の予定となっております。

下段の資本的収支予算については、収入19億1,400万円に対して、支出は28億1,700万円を計上しております。

資料の3ページを御覧ください。

30年度予算の内容について御説明します。まず1の収益的収入及び支出のうち、(1)病院事業収益です。

表の項欄にあります、医業収益、医業外収益、右側の表の下の特別利益で構成しています。

左側の表の医業収益は、入院収益、外来収益など、153億8,418万4千円を計上しております。

横の説明欄にありますとおり、入院延べ患者数は15万6,494人、単価は6万7,003円。外来延べ患者数は21万250人、単価は2万2,418円を見込んでおります。

次に、その下の医業外収益として国、一般会計からの補助金や右の表の一般会計からの病院事業に対する負担金などの負担金交付金などにより、右側の表の小計の欄にありますように、11億309万1千円を計上しております。

これに特別利益を加え、病院事業収益は右側の表の一番下の合計の欄にございますように、165億712万2千円となっております。

次に4ページを御覧ください。

(2) 病院事業費用です。医業費用、医業外費用、特別損失で構成されています。

左側の表の医業費用は、職員の給与費、薬品費等の材料費や光熱水費等の経費、減価償却費などで、右側の表の上段の小計、160億5,993万2千円を計上しております。

また、その下の医業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費などで、小計の欄にございますように、1億1,381万7千円を計上しております。

これに特別損失を加え、病院事業費用は右側の表の一番下、161億7,574万9千円を計上しております。

最後に5ページをお開きください。

2の資本的収入及び支出でございます。

まず、(1)の資本的収入としては、左の表になりますが、項の欄にありますように、企業債、負担金、補助金で構成され、合計は表の一番下にございます19億1,445万6千円となっております。

右の表(2)資本的支出として、建設改良費、企業債償還金、他会計からの借入金償還金で構成され、表の一番下にございます28億1,742万円となっております。

特に建設改良費のうち、改築事業費で、大規模改修工事に係る知事部局土木建築部への負担

金や監理委託費、精神医療センター整備費など、合計13億4,138万円を計上しております。

なお、左下の※印で記載をしておりますが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、これまでどおり過年度分損益勘定留保資金などの内部留保資金で補填することとしております。

衛藤委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑、御意見などはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別に質疑もないようですので、これをもちまして、平成30年度の行政組織及び重点事業等を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

財前会計管理課長 それでは、諸般の報告

(1)の県立病院精神医療センター(仮称)の整備について、御説明させていただきます。

資料の6ページを御覧ください。

この事業は、精神科の急性期患者に対し、夜間・休日を中心に受け入れて、短期・集中的治療を実施するとともに、重篤な身体合併症患者に対し専門的医療を提供するため、県立病院に精神医療センター(仮称)を整備するものでございます。

まず、2の施設概要でございますが、鉄筋コンクリート造2階建、1階には外来、2階には病棟を配置し、延床面積2,994平方メートルのセンターを計画しています。

なお、病床数は36床、全体事業費は、医療機器等の整備を含みまして、約23億円を見込んでいます。

次に3の建設スケジュール(予定)でございます。表のとおり昨年度は、実施設計及び用地取得・造成工事まで完了いたしました。

今年度は、排水処理施設新築他工事を行うほか、センターの本体工事及び外構工事を今年10月から着工し、31年度末の竣工を予定しています。工事は土木建築部施設整備課へ委託しており、入札公告は6月、契約議案の提出は平成30年第3回定例県議会を予定しています。

3 2年度中のセンター開設に向け、スタッフ・運営体制の整備に本格的に着手するなど、今後、開設準備を着実に進めてまいります。

引き続きまして、諸般の報告②の大規模改修工事の進捗状況等について、御説明させていただきます。

資料の7ページを御覧ください。

県立病院では、1の改修計画のとおり、設備等の老朽化により、平成27年度から大規模改修工事を実施しております。

その下、2の改修スケジュール（予定）ですが、現在、1期工事の最終段階を迎え、2期工事に着手したところです。2期工事については、32年度9月の竣工を予定しております。

左側に記載した1期工事に係る現契約額は、15億8,760万円でございますが、最終的に1,820万3千円の増額を見込んでおります。増額分は、病棟の一般個室5室を空気清浄度を保持するために高性能（HEPA）フィルター付きエアコン等を配備した無菌治療室へ変更するものでございます。なお、無菌治療室では、白血病等の患者を受け入れております。

左下の建物図に、1期工事の改修エリアをマル番号で表示していますが、黄色でマーカーした⑩の外壁及び⑪の4階西病棟を現在、改修中であり、外壁は4月まで、また、4階西病棟は6月までの完了を予定しております。

次に2期工事は、右側に記載していますが、エレベーター改修及び監理委託については、今年度に本体工事と別に発注する予定でございます。

右下の建物図ですが、今年度は①～④の9階から6階までの東病棟、⑤の2階検査室、中央材料室及び外来、⑥のエレベーターについて、順次施工していくスケジュールとなっております。

病院運営を行いながら、また長期間の改修であることから、利用者や経営への影響を最小限とするとともに、引き続き工事の安全確保と円滑な施工を図ってまいります。

衛藤委員長 以上で、説明は終わりました。

ただいまの二つの報告について、質疑、御意見などはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別に質疑もないようですので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にないようでありますので、これをもって病院局関係を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔委員外議員、病院局退室〕

衛藤委員長 次に、県内所管事務調査及び県外所管事務調査についてですが、事務局に一括して説明させます。

〔事務局説明〕

衛藤委員長 まず、県内調査についてですが、この案で決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 それでは、この行程で実施することとします。

欠席や別行動となる場合は、その都度、早めに事務局に連絡してください。

また、今後、調整が必要な場合は、私に御一任いただきたいと思えます。

次に、県外調査の日程などについて、御協議願いたしたいと思えます。

日程や調査地は、いかがいたしましょうか。

〔協議〕

衛藤委員長 それでは、県外所管事務調査につきましては、8月20日から3日間の日程で実施することとし、ただいま、御検討いただきました趣旨に沿いまして事務局に実施案を作成させます。

なお、細部については、私に御一任願います。

以上で予定されている案件は終わりました。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にないようですので、これもちまして、委員会を終わります。

お疲れさまでした。